

令和8年9月28日

質問者 各位

鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会事務局
(公 印 省 略)

質問書への回答

鳥取県東部 4 町基幹相談支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要綱に基づく質問書に対して、下記の通り回答いたします。

(質問1)

○基幹センターの事務所・相談室・駐車場は現在の委託相談センター、地域活動センターと同じ事務所で考えていますがよろしいでしょうか？

(回答1)

事務室、相談室については指定相談支援事業所又は地域活動支援センター事業所との兼用可ですが、業務に支障がない範囲での兼用としてください。

駐車場については専用駐車場を確保していただくことを原則とし、兼用とする場合は「基幹相談支援センター」の駐車場であることを表示してください。

ただし、兼用の場合かかる経費の補助額は按分するものとします。

【業務委託仕様書 8 設置場所等 参照】

【業務委託仕様書 18 運営に係る経費 参照】

(質問2)

○電話番号 FAX は現在の委託相談支援事業所と同じ番号で利用させていただけますか？（基幹センター担当者は携帯電話を所持する予定です）

(回答2)

電話・FAX は基幹相談支援センター専用の番号を準備することが原則ですが、既存の番号を専用番号として運用することは差し支えありません。チラシ、ホームページ等で基幹相談支援センターの業務を公開する際は、固定電話・FAX・携帯電話等の番号を専用番号として表記してください。

ただし、基幹相談支援センター専用番号を委託相談支援事業所の番号としても使用する場合は、かかる運営経費を按分するものとします。

【業務委託仕様書 8 設置場所等 参照】

【業務委託仕様書 18 運営に係る経費 参照】